社会福祉法人敬老園
役員及び評議員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人敬老園定款（以下「定款」という。）第８条第１項並びに定款第 22 条第１項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

（1）常勤の理事　　報酬及び退職手当

（2）非常勤の理事及び監事　　報酬及び退職手当

（3）評議員　　報酬

２　退職手当は、役員として勤務し、かつ任期の満了、辞任、又は死亡により退任した場合のみ支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第３条　常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で決定する。

（1）報酬　　別表第１に定める額

（2）退職手当　別表第２に定める額

２　非常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で決定する。

（1）報酬　　月額 10,000 円に別表第３に定める額を加算した額

（2）退職手当　別表第４に定める額

３　評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席１回につき、10,000 円とする。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

（1）報酬　　毎月 21 日（ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人敬老園給与規程第４条に準じて支給する。）

（2）退職手当　任期の満了、辞任、又は死亡により退任した後３ヶ月以内

２　評議員に対する報酬は、評議員会に出席した月の翌月 21 日に支給する。ただし、

当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人敬老園給与規程第4条に準じて支給する。

3　報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあっては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬の額の日割計算）

第5条　役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2　役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3　月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4　第2項の規定にかかわらず、役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（改廃）

第6条　この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

（委任）

第7条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、役員報酬規程（平成27年11月1日施行）は、本規程の施行をもって廃止する。

別表第１（第３条第１項第１号関係）

	報　　酬
理　事　長	年俸　30,000,000 円
副　理　事　長	年俸　24,000,000 円
専　務　理　事	年俸　22,000,000 円
常　務　理　事	年俸　20,000,000 円
理　　事	年俸　15,000,000 円

※1.年俸額を 12 分の１に分割し、第４条の規定により支給する。但し、分割した楽が 1,000 円単位での端数が生じた場合は、年俸の起算月にまとめて支給する。

※2.常勤役員の報酬の内訳比率は、役員報酬 30%、労務賃金 70%とする。

別表第２（第３条第１項第２号関係）

	退　職　手　当（役 員 退 任 慰 労 金）
算出方法 ※1	支給額　＝　退職当時の年俸÷12　×　勤続年数　×　係数

内　訳	勤続年数 ※2	役員就任日から退任の日までとする。			
	係数 ※3	経過勤続年数	係数	経過勤続年数	係数
		1 年	1.1	6 年	1.6
		2 年	1.2	7 年	1.7
		3 年	1.3	8 年	1.8
		4 年	1.4	9 年	1.9
		5 年	1.5	10 年以上	2.0

※1.支給額に 100 円未満の端数がある時は、100 円に切上げる。

※2.勤続年数は、１年に満たない月数は月割りで計算し、１月に満たない日数は１月に切り上げる。

※3.係数は、経過勤続年数に基づき適用する。ただし、理事長が特に認める場合であって、理事会並びに評議員会の承認を得た場合は、承認された係数を適用する。

別表第３（第３条第２項第１号関係）

	報　　酬		
	日　　額	半　日　額	１回 につき
理事会・評議員会の出席			10,000 円
中間・決算時監査	40,000 円	20,000 円	
事業所監査	40,000 円	20,000 円	
税務署等の調査立会い	40,000 円	20,000 円	
行政指導・監査立会い	40,000 円	20,000 円	

別表第４（第３条第２項第２号関係）

	退　職　手　当（役 員 退 任 慰 労 金）
算出方法 ※1	支給額　＝　50,000 円　×　勤続年数

内　訳	勤続年数 ※2	役員就任日から退任の日までとする。

※1.支給額に 100 円未満の端数がある時は、100 円に切上げる。

※2.勤続年数は、１年に満たない月数は月割りで計算し、１月に満たない日数は１月に切り上げる。

（資料）

役員報酬にかかわる基本的見解
―「長野経済研究所」との検討を経て―

これは一般財団法人長野経済研究所と当法人の役員報酬（主には常勤役員）についての懇談を行った記録である。当法人に適応すると思われる役員報酬の基本的見解について、主な示唆事項は以下のとおりである。

記

日　時　　平成 28 年 11 月 30 日　午前 10 時

場　所　　社会福祉法人敬老園　2 階会議室
上田市常磐城 2256-1

懇談者

一般財団法人長野経済研究所	主席コンサルタント	赤沼宏美氏
一般財団法人長野経済研究所	上席コンサルタント	小島康只氏
社会福祉法人敬老園	総務部長	斎藤優希
社会福祉法人敬老園	総務部経理課	大口登志哉

見　解　　昨今の高齢者福祉に関わる介護事業の経済的飛躍は目覚ましいものがある。今後も異業種の民間企業がこの市場に参入することは想像に容易い。

そこで当法人も本当の意味での社会福祉法人としての使命を果たすことを真摯に考えながら、市場経済の中でアイデンティティーを確立することが望まれる。また、サービス利用者数 1 日あたり 4,000 人程度、職員総数 1,150 人以上という大きな社会的責任を背負いながら、運営的に難しい舵取りを要求される経営陣への負担は日々増加しているのが実態である。

また、現経営陣は地域の福祉ニーズを先見的に捉え、サービスを積極的に拡充してきた。そして、経営努力により純資産を充実させ、安定、継続した健全経営が出来ている。

社会福祉法人という特性を割り引いても、このような状況と以下に示すような数字的背景を鑑み、経営陣の役員報酬は同程度の民間事業者の経営者と比較してもなんら問題ないとの見解に至った。

しかしながら、現在の状況に基づいた報酬であり、今後は社会情勢や経営環境の変化に応じて、適宜見直しをすることも必要なことである。

経営の実績

事業収入

平成 26 年度	6,606,769 千円
平成 27 年度	6,649,937 千円

経常利益

平成 26 年度	194,700 千円
平成 27 年度	235,009 千円

サービス利用者延べ数

平成 26 年度	1,414,614 人
平成 27 年度	1,415,220 人

職員総数

平成 28 年 11 月末現在	1,186 名

結論

地域の社会福祉ニーズを先見的に捉え、社会福祉事業に専念して当法人を発展、拡充させてきた経営手腕や勤務実態を考慮すると、以下の金額は現役員の報酬として妥当と思われる。

最高経営責任者	30,000 千円以内（年間）
副経営責任者	25,000 千円以内（年間）
その他の経営責任者	15,000 千円以内（年間）

※参考資料　長野県経営者協会
「役員報酬・賞与・年収、退職慰労金に対する調査」
産労総合研究所
「賃金事情　2016 年 8 月号　役員報酬の実態」

以上

上記結論を述べたことを確認致しました。

赤沼宏美 印

小島康只 印